

鳥取県告示第395号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る変更の内容
千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前			
<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を得なければならない。ただし、<u>小学生未満の者</u>、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「<u>さお釣り等</u>」により遊漁をする場合はこの限りではない。</p> <p>2 略</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表に掲げる区域内（以下「とも釣専用区」という。）においては、6月1日から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣又は毛針釣りに限る。<u>友釣ルアーは除く。</u>）以外の漁法により行ってはならない。</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">採捕を禁止する河川</td> <td style="width: 33%;">禁止する漁法</td> <td style="width: 33%;">禁止する期間</td> </tr> </table>	採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を得なければならない。ただし、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者<u>については、この限りではない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表に掲げる区域内においては、6月1日から<u>6月30日</u>までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣又は毛針釣りに限る。）以外の漁法により行ってはならない。</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 略</p>
採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間		

八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで
上記以外の区域（とも釣専用区を除く。）	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 略

3 小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また本条第2項の適用を受けた70歳以上の者（県内に住所を有する者に限る。）及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 略

3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年6月1日。ただし、第3条第3項の改正規定は、平成25年2月1日。